

## 「自動車販売事業者の説明義務」施行自治体の条例における環境情報関係条文（抜粋-神奈川県）

### 神奈川県「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」

（自動車を販売する者の責務）

第 88 条 自動車の販売を業とする者は、低公害車の普及に努めなければならない。

- 2 自動車の販売を業とする者は、自動車を販売する事業所に、販売する自動車で規則で定めるものに係る排出ガスの情報その他の規則で定める環境に係る項目の情報を記載した書面（次項において「環境仕様書」という。）を備え置かななければならない。
- 3 自動車の販売を業とする者は、前項の規則で定める自動車を購入しようとする者に、当該自動車に係る前項の情報について、環境仕様書を交付して説明しなければならない。

### 神奈川県「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」

（環境仕様書の備置きを要する自動車）

第 79 条 条例第 88 条第 2 項に規定する規則で定める自動車は、道路運送車両法施行規則第 2 条に規定する普通自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）のうち中古自動車（自動車業における表示に関する校正競争規約（昭和 52 年公正取引委員会告示第 6 号）第 2 条第 3 項本文に規定する自動車をいう。）を除くものとする。

（環境に係る項目の情報）

第 80 条 条例第 88 条第 2 項に規定する規則で定める環境に係る項目は、次に掲げる項目とする。

（1）排出ガスに係る次に掲げる項目

- ア 窒素酸化物
- イ 炭化水素（可燃性天然ガスを燃料とする自動車である場合は、非メタン系炭素水素に代えることができる。）
- ウ 一酸化炭素
- エ 粒子状物質（軽油を燃料とする自動車である場合に限る。）
- オ 黒煙（軽油を燃料とする自動車である場合に限る。）

（2）騒音に係る次に掲げる項目（ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車である場合に限る。）

- ア 近接排気騒音
- イ 加速走行騒音

（3）燃料の種別及び燃料消費率

（4）その他自動車に係る環境負荷に関する項目